

平成二十一年五月一日受領
答弁第三三三三号

内閣衆質一七一第三三三三号

平成二十一年五月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する
質問に対する答弁書

一から四までについて

「日本はサンフランシスコ講和条約で千島群島か千島列島のどちらを放棄したのでしょうか？」と題する冊子については、外務省として平成二十一年四月二十二日に入手しており、内容も承知しているが、ロシア連邦外務省が当該冊子を発行したか否か及びサハリン州行政政府が当該冊子を配布しているかについては、外務省において調査した範囲では現時点において確認されていない。

五について

当該冊子にある北方四島の帰属等に係る記述は、我が国の立場と相容れないと考えている。

六及び七について

外務省として、このような冊子の発行等により、交渉に否定的な影響が及ばないようにすることが重要であると認識しており、このような考えを含め、北方領土問題に関する我が国の立場をロシア側に伝えてきているところであるが、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、ロシア連邦との関係も

あり、差し控えたい。